

平成29年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

平成29年6月9日（金曜日） 午前10時開会

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第3号）

平成29年6月9日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第34号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第35号 大衡村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 4 議案第 36 号 大衡村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 37 号 大衡村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 38 号 大衡村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 39 号 大衡村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 40 号 大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 41 号 平成 29 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 10 議案第 42 号 平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 11 報告第 1 号 平成 28 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第 2 号 平成 28 年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 報告第 3 号 平成 28 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 14 報告第 4 号 平成 28 年度大衡村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 15 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 16 発議第 2 号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 常任委員の選任について
- 第 18 議長の常任委員会の辞退について
- 第 19 議会運営委員の選任について
- 第 20 発議第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書の提出について
- 第 21 委員会の閉会中の継続調査の件について
-
- 本日の会議に付した事件
- 議事日程（第 3 号）と同じ
-

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第2回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番細川幸郎君、9番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 議案第34号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第34号、大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） おはようございます。

議案第34号につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、43ページからになります。新旧対照表につきましては、39ページからになります。なお、説明につきましては新旧対照表をもとにご説明申し上げます。

それでは、39ページをごらんいただきたいと思います。

大衡村個人情報保護条例の一部を改正するものでございまして、まず第2条の第1号個人情報の定義を明確化させるものでございます。

アにつきましては、従来までの個人情報の定義でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

イとしまして、個人識別符号を加えるもので、個人識別符号としては旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号等が該当するものでございます。

次に、従来の2号から11号までを1号ずつ繰り下げまして、新たに2号といたしまして、要配慮個人情報の規定を加えるものでございます。要配慮個人情報の規定といたしまして

は、人種、信条、社会的身分等、これらが該当するものでございます。

飛びまして、42ページをごらんいただきたいと思います。

第11条第1項中、7号を8号といたしまして、新たに7号として要配慮個人情報が含まれる場合の規定を加えるものでございます。

次に、43ページをごらんいただきたいと思います。

第12条第4項の規定中、記載を要配慮個人情報に改めるものでございます。これにつきましては、第2条に定義が追加されたことに合わせるものでございます。

それでは、議案書本文に戻っていただきまして、44ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の条例改正でありますけれども、行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、条例改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号 大衡村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第35号、大衡村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては、46ページでございます。新旧対照表につきましては、44ページになります。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明申し上げます。

大衡村情報公開条例の一部を改正するものでございます。

第6条第2号の改正を行うもので、これにつきましては大衡村個人情報保護条例の改正によりまして、個人情報の定義が明確化されております。第2号の個人に関する情報の定義をあわせて明確化するものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号 大衡村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第36号、大衡村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは48ページ、新旧対照表のほうは46ページでございます。説明につきましては、新旧対照表46ページでお願いしたいと思います。

大衡村総合計画審議会条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、いわゆる法規定以外の執行部附属機関への委員の就任制限について議会議長から通知があったため、村議会の議員の文言を削除するものでございます。ですので、村議会の議員を削除して、第2号を第1号とし、第3号から第5号まで1号ずつ繰り上げるものでございます。

議案書のほうへ戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

り) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 大衡村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第37号、大衡村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） おはようございます。

では、議案書については50ページをお開きください。新旧対照表は、47ページでござい
ます。では、新旧対照表でご説明申し上げます。

大衡村奨学資金貸与条例につきまして、第15条第2項選考委員の委員から村議会議員を
除くものです。理由につきましては、議案第36号同様、削除するよう申し出があったもの
です。

もう一度、議案書50ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あ
り） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 大衡村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定に

について

議長（細川運一君）　日程第6、議案第38号、大衡村健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　それでは、議案書は52ページでございます。別冊の新旧対照表は48ページになります。内容につきましては、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

新旧対照表の48ページをごらんください。

大衡村健康づくり推進協議会条例の第3条第2項の規定を改正するものでございます。

第2項の規定は、協議会の構成員のメンバーを列挙したものでございまして、議会側の申し出によりまして、協議会の構成員から村議会議員を削除するものでございまして、第2項第1号の村議会議員を削除するものでございます。第2号から第7号まで、1号ずつ繰り上げる改正となってございます。

本文に戻っていただきまして、52ページの附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7　議案第39号　大衡村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君）　日程第7、議案第39号、大衡村農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは、議案書につきましては54ページ、新旧対照表につきましては49ページから50ページとなっておりますのでお開きいただきたいと思います。説明につきましては、新旧対照表により行います。

大衡村農業振興地域整備促進協議会設置条例第3条の改正でございます。

第3条、現行1号に村議会議員がありますので、それを削除いたしまして、1号以降を繰り上げるものでございます。

これにつきましては、議会からの申し出によるものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第40号、大衡村地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は56ページになります。新旧対照表は51ページになります。説明は、新旧対照表でご説明申し上げます。

今回の条例改正は、現在村で整備を進めております塩浪地区住宅団地整備の開発区域をときわ台南に字名変更したことに伴い、条例の別表第1内の区域の表示を改めるもので、ときわ台団地地区整備計画区域を現行の大衡村ときわ台の全部、中央平、大衡字平林、大

衡字塩浪、大衡字松本の各一部から、改正後といたしまして、大衡村ときわ台、ときわ台南の全部と改めるものでございます。

次に、議案書に戻っていただきまして、56ページです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 平成29年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第41号、平成29年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案第41号別紙でご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,931万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,931万6,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして、第2表でご説明申し上げます。

それでは、5ページをお開き願いたいと思います。

地方債の補正でございます。

道路橋梁整備事業債3,640万円から1,080万円を増額いたしまして、4,720万円とするものでございます。

続きまして、辺地対策事業債1億1,250万円から1,810万円増額いたしまして、1億

3,060万円とするものでございます。

それでは、続きまして歳入歳出予算について事項別明細でご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

15款2項1目民生費国庫補助金27万1,000円の増、保育対策総合支援事業費補助金の増でございます。

3目土木費国庫補助金3,714万3,000円の増でございます。社会資本整備総合補助金の増でございまして、内示増額分の補正でございます。

5目特定防衛施設周辺整備調整交付金650万円の増、これにつきましては大衡小学校体育館改修事業に係る分でございます。

7目総務費国庫補助金98万2,000円の増、説明記載の2件分の事業の補助金でございます。

16款2項2目民生費県補助金6万1,000円の増でございます。少子化支援対策市町村支援交付金分でございます。

4目農林水産業費県補助金300万円の増、経営体育成支援事業補助金分でございます。

6目振興総合補助金29万4,000円の減でございます。障害児保育事業でございまして、平成29年度より補助対象外となったための減ということでございます。

次に、18款1項2目指定寄附金4万4,000円の増でございます。これにつきましては、黒川郡連合青年団からの指定寄附でございまして、小中学校への図書購入に充当するものでございます。

19款2項5目赤水処理施設維持管理基金繰入金8万9,000円の増、これは歳出でご説明いたしますが、排水処理施設維持管理費の委託料の増に係る繰り入れでございます。

21款4項1目雑入でございます。262万円の増となるものでございまして、説明記載2件分でございます。

22款1項1目土木債2,890万円の増でございます。道路債の増でございまして、説明記載2事業分の分でございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目一般管理費1,390万8,000円の減でございます。人件費の補正による減でございます。

3 目財政管理費5,000円の増、データ使用料の補正でございます。

4 目会計管理費21万2,000円の増、職員手当の増額補正でございます。

5 目財産管理費67万2,000円の増でございます。人件費の補正並びに修繕料、備品購入につきましては役場庁舎1階の村民ホールにございますA E Dの購入に係るものでございます。

6 目企画費32万9,000円の増でございます。人件費の補正並びにバイオディーゼル導入促進に係る補助金の補正でございます。

2項1目税務総務費15万5,000円の増、人件費の補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費68万円の増でございます。通知カード、個人カード関連事務負担金に伴う補正でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3款2項1目児童福祉総務費7万2,000円の増でございます。これにつきましては、少年保護員の活動時のジャンパーや腕章等に係る消耗品でございます。

5目児童福祉費895万9,000円の増でございます。2節から4節までにつきましては人件費の補正、11節につきましては子育てガイド印刷に係る印刷製本費、19節につきましては民生費補助金として記載2件分の補助金の増でございます。

4款1項3目予防費9万6,000円の増でございます。これにつきましては、各種健診準備作業に係る臨時職員の賃金でございます。

5款1項1目農業委員会費6,000円の増、備品購入でございまして、農業委員会公印の購入に係るものでございます。

2目農業総務費、財源の入れかえでございます。

3目農業振興費494万3,000円の増でございます。19節といたしまして、記載3件分の補助金の補正、23節といたしまして多面的機能支払交付金の返還金分でございます。

4目畜産振興費20万円の増、説明記載のとおり水田飼料作物利用肉用牛生産対策推進事業補助金追加分の補正でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2項1目林業振興費44万3,000円の増でございます。これにつきましては、イノシシ用の箱わな購入に係る補正でございます。

6款1項1目商工総務費39万4,000円の増でございます。3節は人件費の補正、8節から19節までにつきましては、10月に開催されます東北宮城復興マラソンのときのイベント

でございまして、宮城復興マルシェ出展に係る経費を補正しているものでございます。

3目排水管管理費3,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

7款1項1目土木総務費292万2,000円の増、人件費の補正及び4項の都市計画費で当初予算計上しておりました嘱託職員分の賃金の補正でございます。

2項2目道路新設改良費6,705万2,000円の増でございます。人件費の補正及び歳入の社総交の補助増額に見合う工事請負費の増であり、記載2事業分でございます。

3目橋梁維持費5万3,000円の増でございます。橋梁点検に係る委託料の増でございます。

4項1目都市計画総務費375万5,000円の減でございます。人件費並びに嘱託職員分を土木総務費から支出するための減額の補正というところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

5項1目住宅管理費20万5,000円の増、納入通知書印刷に係る印刷製本費でございます。

2目定住促進住宅管理費1万8,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

9款2項1目小学校学校管理費741万円の増、これにつきましては歳入でもご説明申し上げましたが、大衡小学校体育館改修に係る消耗品及び13節の設計業務委託料の補正でございます。

2目教育振興費2万3,000円の増、これにつきましては歳入での指定寄附を受けての図書購入でございます。

3項1目中学校学校管理費3,000円の増、人件費の補正でございます。

2目教育振興費2万3,000円の増でございます。これも小学校と同様に指定寄附を受けての図書購入によるものでございます。

4項1目社会教育総務費91万7,000円の増、人件費の補正並びに9節につきましては遺跡の試掘に係る県の文化財保護課職員の費用弁償分、12節、18節につきましては大衡城青少年交流館に係りますA E D新設に係る取りつけ手数料及び備品購入費でございます。

5目万葉研修センター管理費84万3,000円の増、15節といたしまして工事請負費を計上してございますが、これは屋内運動場脇のゲートボール場、約3面ほどございますけれども、その暗渠排水に係る工事請負費を計上しているものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

5項2目体育施設管理費37万8,000円の増、委託料でございまして、村民体育館高圧受電変圧器交換による低濃度のP C B処分に係る委託料の補正でございます。

3目学校給食センター管理費116万5,000円の増でございます。人件費の補正並びに15節につきましては厨房ダクトの交換工事、18節備品購入につきましては粉末消火器、フライヤー用揚げかごの購入経費の補正でございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費8万9,000円の増でございます。13節につきましては、高圧受電変圧器交換によるP C B分析業務の委託料でございます。

13款1項1目予備費129万1,000円の減、財源の調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）農業振興費の負担金補助金の欄です。青年就農給付金が減額になっているというところで、この対象者が減ったものなのかどうなのかということと、農業次世代人材投資資金補助金という部分について、ちょっと詳細な説明をお願いします。

議長（細川運一君）産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君）これにつきましては、簡単に申しますと、国のほうの法律というか制度名が変わりまして、今までの青年就農給付金、これは対象が1名でございますけれども、その制度が変わって農業次世代人材投資資金事業という形になって、その1名の方は継続してこちらの事業で対象になるということでございます。

議長（細川運一君）高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）私も今、佐々木議員とすっかり同じ質問だったんですけども、では現在農業に就農されて頑張っている青年の方、たしかもう4年目だったかと思うんですけども、この対象は何年、この新たな補助金で何年後まで対象になるのか。

それから、経営体育成支援事業費補助金の300万円というのはどのような事業なのかを、もう一度説明願います。

議長（細川運一君）産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君）対象となっております1名につきましては、新たな制度のほうに移行いたしましてもトータルで5年の形になりますので、今4年目ですので来年度までという形になります。

また、経営体育成支援事業につきましては、国のほうで補助を出しておりますけれども、融資主体補助型ということで、機械を買うときに融資を受けた分についての残について、国のほうで補助いたします。補助率については10分の3で、一経営体当たりの限度額が300万円ということでございます。

今回、機械を購入するということでこの申請をいたしてございまして、その内示が来たということで今回の補正となったということでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） その経営体の育成支援事業の補助金なんですけれども、今の説明ですと、私の理解したところでは、村等々で支援、いろいろ農業振興として支援策70%の補助がありますよね。それの不足分をその3割で賄うのか、それとはまた全然違うやつなのかということと、その300万円、そうすると3割だと約1,000万円の事業なのかということの確認です。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、事業費につきましては1,300万円で、1,000万円の融資と、あとはその300万円が限度ですから補助金のほうが300万円という内訳になってございます。それで、村のほうの70%というやつは、単独事業で農業環境整備支援事業という形ですけれども、そちらは機械の購入というのはございませんので、こちらは国の方で行う補助事業のほうの補助採択を受けたということでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） それでは、その事業体、現在それは1つの団体という形で考えてよろしいんですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） はい、1経営体でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 民生費の児童福祉費についてお尋ねします。12ページですけれども、児童保育費の補助金として154万2,000円の追加があるんですが、2件の事業の補助ということですけれども、内容の詳細、もうちょっと詳しくお尋ねします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 児童保育費の補助金のご質問でございます。民生費補助金として、今回154万2,000円を計上させていただいております。

まず、1点目の保育対策総合支援事業費補助金54万2,000円につきましては、歳入のほうでご説明申し上げました民生費国庫補助金保育対策総合支援事業補助金、これにつきましては認可外保育所が認可化に向けた調整に対する補助事業でございまして、国の2分の1の補助事業でございます。それら認可に向けた保育所に対する補助金でございます。

次に、2点目の企業内保育施設設置促進事業補助金100万円でございます。これにつきましては、今議会の初日の小川ひろみ副議長の一般質問でもお答えしているとおりでございますけれども、今般トヨタ東日本株式会社が大和町の大和工場のほうに設置いたします企業内保育所、これに対しまして大衡村の子供が入所できる地域枠を設定していただくということになっておりまして、これに対しまして今回100万円の補助金を助成するものでございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） そうしますと、上の上段の保育対策総合支援というのは、箇所数としては1カ所だけなものか。あるいはあと、企業内の保育所の補助金、100万円ということですけれども、金額の基礎というか積算の根拠的なもの、あるいはその保育の人数、定数。その辺の関係もちょっとお尋ねします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず、1点目の保育対策総合支援事業補助金の今回認可化に向けた保育所につきましては1カ所、村内事業所の1カ所になってございます。

あと、企業内保育施設の関係でございますが、これらにつきましては今般大和工場ということで村内ではございませんが、大衡村の子供が入れるような地域枠を設定していただく村外の事業所になりますが、これにつきましては100万円。それから、今後同様の企業内保育所を村内の事業所が設置した場合には150万円というような考えで今おります。

それで、その金額の根拠でございますが、こちらにつきましては国の施設整備補助金に係ります定員20名以下の場合、1人当たり7万3,400円という単価がございます。これにつきまして、今回の地域枠が大体20名以内ということでございますので、それに20名を掛けて150万円ということになりますので、村内の場合は150万円、村外についてはその3分の2の100万円というような考え方で予算を計上してございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 17ページ、社会教育費、そして補正額が91万7,000円の中で、金額は少ないんですけども文化財保護事業の中の9節旅費について、もう一度詳細な説明を求めます。

議長（細川運一君） 生涯学習課長。

生涯学習担当課長（文屋 寛君） これにつきましては、村内の埋蔵文化財の関係でございます。箇所的には2カ所対象になっています。1カ所は萱刈場窯跡遺跡ということで、蕨崎

と衡上の境あたりですかね。4号線沿いにお寺がございますけれども、その裏側に萱刈場窯跡遺跡という埋蔵文化財がございます。そこに、ある業者が太陽光の発電パネルを設置するというふうな工事が、そういう案件がございまして、そこは埋蔵文化財に当たりますよというようなことで、そこの試掘調査をする必要があると。これは文化財保護法がございまして、そういった埋蔵文化財の上に開発行為をする場合は試掘調査をして確認をしないといふうな法の規定がございます。それにのっとって試掘調査を行ったということでございます。

それで、試掘調査をする場合は、現状、村にはそういった専門的な知識を有する職員がいませんので、県の文化財保護課の専門家に数名来ていただきまして、その方々に対する出張旅費の手当を村が負担したという内容です。

あと、もう1点ございまして、その後に彦右衛門橋窯跡遺跡というのがありますけれども、これも蕨崎地区ですかね。衡東との境目あたりにTHKという工場がありますけれども、その裏側に共同の採草地がございまして、そこも太陽光パネルを設置するといふうな業者の開発計画が出まして、そこも埋蔵文化財、彦右衛門橋窯跡遺跡といふうなことに当たるということで、そこも文化財保護法の規定にのっとって試掘調査をしたと。これも理由は同じですけれども、村の職員にそういった専門家がいませんので、県の文化財保護課の職員に来ていただいて試掘調査をしたということです。その県の職員の出張費を村のほうで負担をしたといふうな内容でございます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　県の文化財保護員の方の旅費の費用弁償ということでは認識しているんですけども、大衡村は歴史的にもかなりのそういうような文化財、そしてまた歴史の産物が多い村でないかなというふうに認識しているわけなんですが、そういったものが出てきた際にそれを保護するような、あるいはその予算というのは今後計上することはしないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（文屋 寛君）　そういった開発行為は、ある意味突然情報が入ってきて、突然その業者のほうから相談が来るというのが通例でございます、これまで。ですから、ある程度その額がわかっていてればその予算組みも可能なんでしょうけれども、なかなかその額がつかみづらいということもありまして、当初予算の中で組むというのはちょっと難しい部分もあるということで、今現在はそういった案件が発生したときに補正予算で予算を

計上させてもらっているというふうな状況になってございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 出てきたら何とか措置を考えたいということで考えていらっしゃるんでないかなと思っていますけれども、一例を出せば、駒場という土地が、源義家がそこに馬からおりて休まれた場所ということで駒場という地名になったということも聞いていますけれども、できることであれば、大衡村は平安時代、そしてあるいはさかのぼれば弥生時代、そういうものの遺跡も結構多く出てきているというふうにも聞いております。そういう遺跡が出てきた際には、将来的に考えれば学芸員でも本当は置かなければいけないんでしょうけれども、そういうことも踏まえながら予算化して、保存そして対応していただきたいと思うんですが、今後の考え方を村長のほうに聞きます。

議長（細川運一君） 教育長じゃなくて、村長。（「村長」の声あり） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えいたします。

今、早坂議員、本当に歴史的な造詣の深いご発言でございましたけれども、全くそのとおりだと私も認識しております。先般も申し上げましたけれども、ひもとけば、そんなに遠くはありませんけれども、奥田村が旧岩谷堂藩の飛び地であったと。飛び領ですかね。伊達のお姫様が持参領土としてという、そのいわわれがあるところであります。

そういういろいろな文化財価値、そういう情報等々ありますから、そういうものを大切にしながら保護保存といいますか、あるいは後世に残す、そういうことも真剣にやっぱり考えていかなければならないだろうなとこんなふうに思っているところです。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 農業振興費及び畜産振興費について、3点ほど伺います。

1点目は、先ほど来、佐々木春樹議員、高橋議員の質問にあった経営体育成支援事業についてですけれども、この補助金を受ける条件とはどういったものか、あるいは対象者というものは限られるのか。それから、この補助金活用に向けて、今後農業の方へどういった周知をするのか伺うものであります。

2点目は、農業次世代人材投資資金事業補助金、これについてはどういった内容の補助金であるのかをお伺いします。

3点目は、水田飼料作物利用肉用牛生産対策推進事業が20万円補正で上がってきてますけれども、これは申請者の増のためなのか、まず伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、経営体育成支援事業でございますけれども、こちらにつきましては事業と融資主体の補助型という形になってございまして、事業の概要としては地域の中心となる経営体が融資を活用して農業機械、施設を導入し、経営改善、発展に取り組む場合に支援するという補助の概要となってございまして、補助率は10分の3以内。また、補助の上限がございまして、一経営体当たり300万円という形になってございます。

要件等についてのことございますけれども、まず必須項目といたしまして、目標の設定が必要となってまいります。内容的には経営面積の拡大、あと農業の6次産業化、農産物の高付加価値化、あとは経営コストの削減。こういったものが、目標が、全部ということではありませんけれども、この中から必須の目標を立てなければいけないと。

また、選択目標というのもございまして、耕作放棄地の解消、あとは農業経営の複合化、農業経営の法人化、また雇用、そういったものが、目標として定めると。そういった計画を出して申請するというような流れになってございます。

当然、国の補助でございますので、現在全部、ポイント、そういったもので評価されまして、その評価の結果によって補助の採択がなるかならないかというような流れとなってございます。

それで、こういった国のはうの補助事業等につきましては、農協等も連携するんですけれども、機械等買うような場合についてはこういう制度があるよというようなことをPRしながら進めているということでございます。

次に、農業次世代人材投資事業でございますけれども、これは先ほどの質問でもお答えしました旧青年就農給付金事業、これが変わったものでござりますけれども、見直しにつきましては、研修等が必要な場合、準備型と経営開始型というのが2通りあるんですが、本村においては経営開始型で5年間ですね。今、交付していることになりますけれども、見直しの内容につきましては、交付終了後、交付期間と同様の同期間営農を継続することを要件化とか、あとは交付3年目に経営確立の見込み等についての中間評価、こういったものをつくりなさいよというようなことが今回追加されまして、それに伴ってといいますか、名称のはうについても変わったということでございます。

もう1点、水田飼料作物の肉用牛対策関係の20万円でございますけれども、これは29年度の当初予算編成時におきましては11万円の5頭分ということで枠設定をしてございましたけれども、その後要望等もございましたので、4月1日から、4月1日施行ということで単価を15万円に上げてございます。ですので、その枠につきましては現在5頭分という

ことですけれども、5頭分の15万円の不足する分、その分が20万円になりますので、今回補正して5頭枠分を確保したということでございます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） まず、経営体育成支援事業なんですけれども、産業振興課のほうでは村内の農業者対象になるだろうというふうな、どういった方々が対象者になるのではないかと把握されているのか。

それから、水田飼料作物、単価を15万円に引き上げてその5頭分だということですけれども、頭数が限られているもので、中にはもう枠が埋まってしまった後に申請したいんだという方がおられたら、この件に関しては増額補正するのかどうか伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 経営体育成支援事業の関係につきましては、人・農地プランの担い手という形で、そういった担い手に位置づけされている方というのが対象になってくるという形になりますので、そういった方々へのPR、そういったもので周知を図っていくということになると思います。

あと、水田飼料作物の15万円の関係ですけれども、こちらにつきましては当初農協のほうからの枠の要求についてが5頭ということでございまして、現実に今までその年度において追加で補正させていただいて交付したということもございます。これにつきましては、29年度の動向を見ながら、その辺につきましては対処していきたいというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 14ページ、商工総務費の中の19節、宮城県復興マラソン云々と説明がありましたけれども、この10万と8,000円ですか。これは県内自治体同額の負担金なのか、それとも自治体の人口で計算されたものか。その詳細を伺っておきます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） この復興マルシェの10万8,000円の負担金でございますけれども、これは県内出展する市町村同じ額でございます。枠という形で10万8,000円となってございます。こちらにつきましては、先ほど説明の中にもあったと思うんですけれども、こしの9月30日と1日に宮城復興マラソンということで、岩沼市を中心としてその大会が行われるようになりますけれども、その際にランナーとして参加される方、あるいはそれをごらんになる方、そういった方々が大体1万5,000人くらいの選手ということで計画され

ているようですけれども、そのときに宮城の復興した状況を、各市町村のほうからブースを設けましてそういったところでのPR、あるいはおもてなしですね。そういうものをすることでのブース設定ができるというご案内がありまして、県内のほうでそういった市町村のほうからそこに参加をして、いろいろPR等を行っていくということでございます。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）これについて、村でもそろそろPRしてもよいだろうし、今PRしているから村の村民の参加者もまだわからないと思うけれども、どの程度まで村でPRする予定ですか。

議長（細川運一君）産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君）PRは、村のほうでそこで観光PRとかそういったものを当然しますし、あとはこのブースの中では鍋ですね。参加者に対して鍋の提供。鍋とは大衡の場合はキムチ鍋を想定していますけれども、そういうものを各市町村のブースの中で飲食物、そういう鍋とかそういうものを提供するようなブースを設置するということでございます。ですので、そういうものとあわせて村のほうの観光等のPR、そういうもののをするという計画でございます。

議長（細川運一君）小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）2つとも同じ質問だったんですけども、ちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

13ページ、農業振興費の中で名前が変わりましたと、先ほどの課長の説明で青年就農給付金補助金から農業次世代人材投資資金事業補助金に変わったというお話をありました。この方は大衡村で農業を始めて4年目で、あと残り1年ぐらいだと私の感覚では思っていたんですけども、この方の定住に向けた、やはりせっかく大衡村で4年間農業に従事していただいて、その後のやはり定住に向けた取り組み、行政としてはどのようなことをやってきていて、定住に対するこの方のお気持ちというか、そういう部分はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

あともう1つ、今遠藤議員がお尋ねした14ページ、商工総務費の復興マラソンについてお尋ねします。

昌一議員もいろいろご質問していましたけれども、私も聞きたかったことを聞いていただったので、あと残りとして、この賄い材料費が15万円ということで、課長の説明ではキ

ムチ鍋だということでした。職員がするのか、どこかに委託するのか、その部分をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、青年就農、今回変わりましたけれども、150万円の対象になっている方が1名いらっしゃいまして、その方は泉区の方でございます。泉区のほうから自衛隊脇のほうの農地をお借りいたしましてそこで就農されている方なんですが、余り距離的にうんと遠いということでもなくて、距離的にはないとは言えないんですけども、通いで農作業ができる範囲の方がそこで作業しているということでございまして、まだその方がこちらのほうに定住したいとか、そういったお話等については、まだ話の中で出たことはないですけれども、そういった今後その借りている今8反歩あるんですが、大体5反歩ぐらい今使っている状態で、まだ施設等についてもいろいろ意欲があって広げていきたいよというお話をいただいているので、いろいろそういった経営の規模といいますか状況によっては、やはり近くに住むというようなことも出てくる可能性もあるのかなというふうに思いますので、そういったときにはいろいろ相談に乗って、定住に向けてもご相談に乗っていきたいなというふうに思ってございます。

復興マルシェ、復興マラソンの関係ですけれども、当然9月の30、1日という形でイベントはしますけれども、当然雨が降ったりということも考えられますので、そういったときに食材等については前もって買う必要もございますので。実際やるところについては、今までキムチ鍋についてはまちづくりセンターのほうでお願いをして、鍋をたしか日赤の鍋で3杯分くらいつくるんですけども、そういった実績もあって同じような形でやるんですが、どうしても天候に左右される場合がありますので、村のほうではその食材部分について不足が出ないような形で予算措置を先にさせていただいているということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 16ページ、第9款教育費の中の第2項小学校費、学校管理費に741万円の補正がなされていますが、主たる事業内容は大衡小学校体育館改修事業ということですが、この改修事業の設計だと思いますが、基本的なこの体育館の改修に対する考え方です。どのような構想で臨んでいかれるのかをまずもってお聞きします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 体育館につきましては、大規模改修が必要というように伺って

おります。今回の補正で調査設計関係の費用を出していただくということで、あと工事費については9月で、今年度中に着工したいと考えておりますが、なおフロアにつきましては小学校の行事、学芸会ですとか卒業式ですとか、そういうものをできないとまずいということで、フロアについては来年度の夏休みを考えております。以上です。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 行程的なものは伺いましたが、基本の小学生の使いやすい体育館、それから各種行事が行われることも述べられましたが、そういうように子供たちが使い勝手のいい施設、そういうものを目指すときにどのような発想、構想でいくのか。部内の話し合いと、それから現場との話し合いとか、そのようなものはこれからどのように持たれていくのか、基本的考え方を伺います。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） お答えいたします。

今、山路議員からお話しされましたとおり、何より子供たちが使いやすい体育館が一番だと思います。なお、使いやすいに加えて、安全。昨今、体育館の床の破損により事故があるということで、文部科学省のほうからも通達を受けておりますので、安全ということも大切にしながら、子供たちが使いやすいよう、今後話を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） これから30年も使うような形になるのかなと思いますので、基本的な設計、構想をきちんとさまざま意見、それからこのごろは復興関係で新しい体育館も誕生していると思いますので、その施設等の視察等を、現場を見て、どういうものがいいかという考えがまだ浮かんではいないんでしょうけれども、これからそのような考え方で取り組んでいっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） ありがとうございます。一度つくったら、長い間使う施設でございますので、この機会にぜひいいものをつくっていきたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 計画に当たりましては、学校関係者はもとよりスポーツ推進委員、施設開放委員等のご助言をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 関連で、ただいま教育長の答弁に、検討する上での委員のご紹介がありましたが、ぜひスポ少のそれぞれの団体のふだん利用している小中学生、スポ少のほうが小学校はメインだと思うんですが、くしくも中学校の講堂の改修の案件でいろいろすたもんだったので、ぜひこの改修計画には利用すべき諸団体の方々の声も十二分入れていただいて、机上の上だけの話ではなく、利用しやすい改修計画というふうに考えておりますが、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今、議員おっしゃいましたように、利用すべき団体、特にスポーツ少年団のあたりの皆さんには各種目ごとに集まつていただきまして、細かく意見はいただきました。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 改修計画ということで、おおむね床の改修が大改修の部分の主たる部分だと思うんですが、初代の卒業生である我々の立場、あるいはそういう長い施設を見ていますと、玄関先の調光が暗い、あるいはトイレについても今どきのやはり和から洋にというような利便性なども踏まえて、ぜひご父兄の方々なり現役でプレーをする小中学生の声を聞いていただくということを、重ねてお願いをして質問したいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今、ご指摘がありました調光につきましても、それからトイレの今現在のシステムにつきましても、大分暗くて臭いというふうなことを言われておりますので、十分検討していきたいと思います。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第42号 平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第42号、平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第42号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第42号別紙、平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,247万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款2項1目保険料還付金7万3,000円の増、こちらにつきましては国の標準システムによる保険料軽減算定による誤りがありまして、徴収過大となった被保険者への還付分として補正するものでございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。

3款1項1目保険料還付金7万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、歳入でご説明申し上げたとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第1号 平成28年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第11、報告第1号、平成28年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書の60ページをお開き願いたいと思います。差し
かえた部分でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

報告第1号別紙でございます。

事業数につきましては9件ほどございます。

まず、2款1項普通財産管理費、金額1,436万8,000円のうち、翌年度繰越額が1,134万
8,000円でございます。全て一般財源でございまして、大瓜中山地区に係る測量設計の委
託料でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳総務費2,934万3,000円のうち42万9,000円でございます。全
て国県支出金でございます。財源については全て国県支出金ということでございます。

7款2項道路橋梁費の中の奥田大森線改良舗装事業9,454万5,000円のうち44万3,000円
が翌年度繰越額でございます。全て一般財源でございます。これにつきましては、工事請
負費の部分でございます。

7款2項、同じく道路橋梁でございますが、大瓜南側線改良舗装事業6,819万4,000円の
うち翌年度繰越額が4,133万6,000円でございます。既収入特定財源といたしまして
4,130万円でございます。一般財源が3万6,000円。これにつきましては、工事請負費及び
物件補償料でございます。

7款2項道路橋梁費、尾西中山線改良舗装事業9,780万円のうち170万円が翌年度繰越額
でございます。一般財源でございまして、工事請負費でございます。

7款2項、同じく道路橋梁費で塩浪団地線改良舗装事業1億7,772万1,000円のうち1億
3,829万円でございます。未収入特定財源として1億1,329万円、これにつきましては基金
繰入金でございます。一般財源として2,500万円ということでございます。これも工事請

負費でございます。

7款4項都市計画費、塩浪地区住宅団地整備事業でございます。6,903万円のうち翌年度繰越額が4,862万6,000円でございます。その他といたしまして、これも基金繰入金でございます。2,974万円、一般財源につきましては1,888万6,000円でございます。これも工事請負費ということでございます。

7款4項都市計画費の公園維持管理費でございます。1億8,250万7,000円のうち、翌年度繰越額が7,815万8,000円でございます。国県支出金が5,324万6,000円、その他といたしまして、これも基金繰入金でございますけれども1,154万1,000円、一般財源が1,337万1,000円でございます。これも工事請負費ということでございます。

21款2項公営企業費、塩浪地区住宅団地整備事業でございます。4,259万4,000円のうち3,088万円でございます。全て一般財源でございまして、宅造会計への貸付金というところでございます。

合計といたしまして、7億7,610万2,000円のうち、翌年度繰越額が3億5,121万円でございます。既収入特定財源として4,130万円、国県支出金といたしまして5,367万5,000円、その他は全て基金繰入金でございますけれども、1億5,457万1,000円、一般財源が1億166万4,000円でございます。以上でございます。

なお、事業が完了している部分については、2款の普通財産管理費、7款の道路橋梁費の奥田大森線、大瓜南側線、尾西中山線は、もう既に事業が終了しているものでございます。

以上ございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第1号を終わります。

日程第12 報告第2号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第12、報告第2号、平成28年度大衡村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書の62ページをお願いいたします。

報告第2号別紙でございます。

1款2項公共下水道建設事業です。9,595万円のうち、翌年度繰越額といたしまして5,143万8,000円を繰り越ししたものでございます。

財源内訳といたしまして、国県支出金917万円、社会資本整備総合交付金でございます。地方債4,210万円、一般財源16万8,000円でございます。

事業といたしましては、塩浪地区住宅団地整備工事の下水道工事となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 以上で、報告第2号を終わります。

日程第13 報告第3号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第13、報告第3号、平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それでは、議案書64ページをお開き願います。

報告第3号別紙でございます。

1款1項一般管理事業でございます。金額につきましては162万円、翌年度繰越額が同額の162万円でございまして、財源内訳が国県支出金22万円、一般財源が140万円となってございます。

事業内容につきましては、介護保険システムの改修事業の委託料でございます。既に事業も完了しております。以上でございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第3号を終わります。

日程第14 報告第4号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第14、報告第4号、平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書66ページをお願いいたします。

報告第4号別紙でございます。

2款1項塩浪地区造成事業費です。金額、4,684万9,000円のうち、翌年度繰越額といたしまして3,088万円でございます。全額地方債でございます。

事業内容といたしましては、主なものが確定測量業務に係る委託料でございます。そのほか、PR業務に係る需用費、工事費となっております。以上でございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告を終わります。

日程第15 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（細川運一君） 日程第15、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、先例に基づき、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長において指名することに決定いたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、石川 敏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました石川 敏君を当選者として決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました石川 敏

君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

日程第16 発議第2号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第16、発議第2号、大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君） 発議第2号

平成29年6月6日

大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 大衡村議会議員 細川幸郎

賛成者 同 上佐々木金彌

賛成者 同 上佐藤貢

大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。（「議長、暫時休憩を求めます」の声あり）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま広報広聴常任委員会委員長の小川宗寿君が、広報広聴常任委員会副委員長の佐々木春樹君へ委員長の辞任願を提出いたしました。小川宗寿君より辞任の許可を得るため、小川宗寿君の辞任の許可を得るため、広報広聴常任委員会を開催したいとの申し出がありましたので、直ちに広報広聴常任委員会を開催してください。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時32分 休 憇

午前11時45分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員長が選任されたので、報告をいたします。

広報広聴常任委員長に小川宗寿君が選任されました。

日程第17 常任委員の選任について

議長（細川運一君） 日程第17、常任委員会の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、大衡村議会委員会条例第6条第2項の規定により選任することになっておりますが、常任委員につきましては事前に希望をとつております。その結果、常任委員の指名についてはご了解を願います。これにつきまして、ご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。それでは、お手元に配付しております常任委員指名一覧のとおりですので、ごらんください。

それでは、総務民生常任委員を指名いたします。石川 敏君、佐藤 貢君、佐々木春樹君、小川宗寿君、遠藤昌一君、山路澄雄君。

次に、産業教育常任委員を指名いたします。早坂豊弘君、文屋裕男君、細川幸郎君、高橋浩之君、佐々木金彌君、小川ひろみ君、細川運一。

以上、各常任委員会の常任委員に指名をいたしました。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、それ

ぞれの常任委員に選任することを決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

午前11時47分 休憩

午後 0時04分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務民生常任委員会、産業教育常任委員会の委員長、副委員長が選任されましたので報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長に山路澄雄君、同副委員長に石川 敏君。

産業教育常任委員会委員長に早坂豊弘君、同副委員長に文屋裕男君。

以上のとおり選任されました。

ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議長の常任委員会の辞退について

議長（細川運一君） 日程第18、議長の常任委員会の辞退についてを議題といたします。

本件は一身上に關することであり、除斥に該当するため、議事の進行を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（小川ひろみ君） 議長と交代し、引き続き議事を進めます。

ただいま、議長より、産業教育常任委員会を辞退したいとの申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり大衡村委員会条例第6条第6項の規定のとおり、議長の産業教育常任委員会の辞退に同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

副議長（小川ひろみ君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会の辞退は同意されま

した。

それでは、議長の退席を解き、進行を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

議長（細川運一君） 常任委員会の辞退をお認めいただきまして、ありがとうございます。

日程第19 議会運営委員の選任について

議長（細川運一君） 日程第19、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。大衡村議会委員会条例第3条及び第4条の規定により、議会運営委員の選任を行います。

選任の方法については、大衡村議会委員会条例第6条第2項の規定により選任することについてご了解願います。これにつきまして、ご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。それでは、議会運営委員を指名いたします。早坂豊弘君、佐々木春樹君、小川宗寿君、細川幸郎君、山路澄雄君、小川ひろみ君。

以上、議会運営委員に指名いたしました。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

午後1時08分 休憩

午後1時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので報告をいたします。

議会運営委員会委員長に佐々木春樹君、同副委員長に細川幸郎君。

以上のとおり選任されました。

日程第20 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書の提出について

議長（細川運一君）　日程第20、発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案書の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君）　発議第3号

平成29年6月6日

大衡村議会議長　細川　運一　殿

提出者　大衡村議会議員　細川　幸郎

賛成者　同　上　佐　藤　貢

賛成者　同　上　佐々木　春樹

日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書の提出について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

議長（細川運一君）　お諮りいたします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。発議第3号の意見書を原案のとおり提出することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定をいたしました。

日程第21　委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君）　日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち、調査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成29年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員